

## 館山市納骨堂許可事務取扱要領（経営者用）

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 1   | 基本事項             | 1 |
| (1) | 用語の意義            | 1 |
| (2) | 納骨堂経営            | 1 |
| (3) | 経営許可             | 1 |
| (4) | 変更許可             | 1 |
| (5) | 廃止許可             | 1 |
| (6) | 許可の効力（許可後の変更の取扱） | 1 |
| 2   | 事前協議             | 2 |
| (1) | 事前協議を行う場合        | 2 |
| (2) | 事前協議申請の時期等       | 2 |
| (3) | 事前協議申請書の記載事項     | 2 |
| (4) | 事前協議申請の添付書類      | 2 |
| (5) | 事前協議事項の変更        | 4 |
| (6) | 納骨堂計画中止          | 4 |
| (7) | 有効期間             | 5 |
| 3   | 許可申請             | 5 |
| (1) | 申請時期等            | 5 |
| (2) | 申請書の記載事項         | 5 |
| (3) | 経営許可申請の添付書類      | 6 |
| (4) | 変更許可申請の添付書類      | 7 |
| (5) | 廃止許可申請の添付書類      | 7 |
| 4   | 許可基準             | 7 |
| (1) | 人的要件             | 7 |
| (2) | 施設基準             | 7 |
| (3) | 基準の適用除外          | 8 |

- \* 法 : 墓地、埋葬等に関する法律  
法施行規則 : 墓地、埋葬等に関する法律施行規則  
法施行細則 : 墓地、埋葬等に関する法律施行細則  
条例 : 館山市墓地等の経営の許可等に関する条例  
条例施行規則 : 館山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

## 1 基本事項

### (1) 用語の意義

- ・埋 葬：死体（妊娠4箇月以上の胎児の死体も含む。以下同じ。）を土中に葬ること
- ・改 葬：埋葬した死体を他の墳墓への移転，埋蔵，若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すこと
- ・墳 墓：死体を埋葬又は焼骨を埋蔵する施設
- ・墓 地：墳墓を設けるために，墓地として市長の許可を受けた区域
- ・納 骨 堂：他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために，納骨堂として市長の許可を受けた施設
- ・宗教法人等：宗教法人，公益社団法人，公益財団法人
- ・住 宅 等：住宅，学校，保育所，図書館，博物館，公民館，病院

### (2) 納骨堂経営

納骨堂の経営は、法に基づき許可を受けた施設で、経営者自らが公益事業として行うものであること。

### (3) 経営許可

ア 納骨堂を新規に経営しようとする場合。

イ 既にある納骨堂を引き継いで経営する場合。

ウ 既に許可を得た納骨堂で施設を変更し、許可を受けた納骨堂と同一性を失うため、新たな許可を得ようとする場合。

### (4) 変更許可

変更許可に当たる場合は既に許可を受けている納骨堂の納骨装置の存する室の面積を2倍以下変更（増築）する場合等、経営許可又は廃止許可の対象にならない場合である。

### (5) 廃止許可

ア 既に経営許可を受けている納骨堂を全て廃止し、納骨堂以外にする場合。

イ 既に経営許可を受けている納骨堂を他の経営者に承継する場合。

ウ 既に許可を得た納骨堂で施設を変更し、許可を受けた納骨堂と同一性を失うため、新たな許可を得るため既存の納骨堂を廃止する場合。

### (6) 許可の効力（許可後の変更の取扱）

納骨堂の経営は、公益事業として運営される必要があり、これらを審査し経営許可を行ったところから、その経営内容を変更することは認められず、許可後に変更を行った場合には次により対処する。

ア 納骨堂経営許可、変更許可後に納骨施設の配置等を許可された内容と同一性を失わず変更する場合は、法第18条の報告徴収の対象となるものである。

- イ 次の場合は同一性を失うことから、新たな経営許可が必要となるものである。
- (7) 許可された納骨装置の存する室の面積を2倍を超えて変更（増築）する場合
  - (イ) 納骨堂の経営管理を実質的に他人に委託、移譲している場合
  - (ウ) その他、社会通念上同一性があると認められない場合。

## 2 事前協議

### (1) 事前協議を行う場合

ア 事前協議の対象は宗教法人等が経営する納骨堂の新設、拡張とする。

イ 次の場合、事前協議が必要（不要）となる。

- (7) 宗教法人等が経営許可又は区域を拡張するための変更許可を受けようとする。  
なお、事前協議申請は納骨堂経営（予定）者が行うこと。
- (イ) 宗教法人等が納骨堂の経営等の許可申請を受けようとする場合であっても、下記の場合は事前協議は必要としない。
  - a 既に許可された納骨堂を引き継いで経営する場合
  - b 災害や公共事業にともない納骨堂を移転する場合で緊急性がある場合

### (2) 事前協議申請の時期等

ア 事前協議の時期は、納骨堂の工事着工前とし、協議が終了後、工事に着工するものである。

イ 申請書は2部提出する。

ウ 事前協議申請書の編冊は、次によること。

- (7) 申請書及び別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- (イ) 編冊順序は、申請書、申請書本文に係る別添図書、申請書の添付書類の順とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。

### (3) 事前協議申請書の記載事項

事前協議申請書の記載にあたっては、次の事項に留意する。

- (7) 納骨堂の名称が仮称の場合は、名称の前に「仮称、」又は「（仮）」と記入すること。
- (イ) 「経営の計画」は、別紙例示1とすること。
- (ウ) 「納骨堂の構造」は、別紙例示2とすること。

### (4) 事前協議申請の添付書類

事前協議申請書には以下の書類を添付する。

#### (7) 見取図

- a 納骨堂の周囲200m以内の河川、海又は湖沼及び住宅等の状況を示す
- b 縮尺1/2, 500程度で、納骨堂の位置等が確認できる縮尺とし、納骨堂の周囲50mの範囲が明示され、居住者が記載されていること。

#### (イ) 位置図

- a 納骨堂の位置を示す図面

b 縮尺 1 / 25, 000 程度の都市計画図又は案内図として適当なもの。

(f) **納骨堂施設の配置図及び構造図**

- a 施設設備の全体配置及び寸法が判断できること
- b 納骨装置、除湿装置の配置、構造が判断できること
- c 管理事務所（室）の構造が明らかであること

(g) **土地登記簿謄本、公図の写し、地積測量図**

- a 土地登記簿謄本は、申請日の 90 日以内に作成されたものであること。
- b 公図の写しには、隣接地の地番及び地目並びに土地所有者の住所および氏名が記載されていること。
- c 地積測量図は、納骨堂用地が一筆毎に測量されたものであること。

(h) **管理運営計画書等納骨堂の経営に必要な事項を記載した書類**

管理運営計画書は、納骨堂管理予定者の職氏名及び「使用権契約実務（使用許可証等の発行実務を含む）」「会計実務（使用料、管理料の收受等）」「保守管理実務等（納骨堂内の整備、清掃実務等）」を行うに当たっての組織体制計画が具体的に記載されていること。

(i) **資金計画書、納骨堂の設置に要する費用の内訳明細書**

資金計画書は、納骨堂の設置に要する費用、許可後の経営に要する費用等の資金計画が、歳入歳出別に明らかにされていること。また、裏付けとなる資料が添付されていること。

(j) **宗教法人規則、寄附行為又は定款の写し**

- a 宗教法人は、宗教法人規則
- b 財団法人は、寄附行為
- c 社団法人は、定款（納骨堂経営を目的とする社団法人の場合は、永続性の観点から法人設立認可又は認証変更の認可の予定はない）

(k) **法人登記簿謄本**

登記簿謄本は、申請日の 90 日以内に作成されたものであること。

(l) **納骨堂経営に関する意思決定をした旨を証する書類**

意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、納骨堂の必要性が明示されており、出席役員の氏名及び押印がある議事録の写し。

(m) **近隣居住者及び近隣土地所有者（以下「近隣居住者等」）の承諾書又はそれに代わる書類**

- a 経営予定者は、自らの責任において次に掲げる者全員に、納骨堂の経営の計画を説明し、承諾を得ること。
  - (a) 納骨堂の予定地の境界から 50メートル以内の居住地生活の本拠地としているものをいう。

原則として世帯主とする。

距離は納骨堂予定地境界から住宅の用に供する敷地までとする。

(b) 納骨堂予定地の境界から10メートル以内の土地所有者

距離は納骨堂予定地境界から敷地までとする。

b 承諾書は、次の事項が記載されていること

(a) 近隣居住者の場合は、住所、氏名、承諾年月日に承諾者の押印があるもの。

(b) 近隣土地所有者の場合は、所有している土地の地番、土地所有者の住所、氏名、承諾年月日に承諾者の押印があるもの。

法人の場合は、所有している土地の地番、法人事務所所在地、法人名、承諾年月日に代表者印があるもの。

c 承諾が取得できない場合は、次の内容が記載された「承諾が得られない経過、理由書」を添付させること。

(a) すべての対象者の住所、氏名が明記されていること

土地所有者にあつては、所有地の地番が明記されていること。

(b) すべての対象者について、説明方法、回数、内容が明記されていること。

(c) 経営予定者として、今後の近隣居住者等へ対応方針が明記されていること。

(ケ) その他市長が必要と認めた書類次に掲げるものとする。

a 納骨堂収蔵必要数を算定した裏付けとなる資料

b 他に経営している納骨堂の状況がわかる一覧

c その他納骨堂の経営計画に関する参考資料

## (5) 事前協議事項の変更

ア 事前協議済書交付後に計画を変更する場合は、変更する事項を記載した事前協議事項変更届書（別記第2号様式）を市長に届け出ること。

(7) 「事前協議事項変更届」には、変更の前後がわかるように記入させること、必要に応じ「変更前後の対比表」、「図面への朱書」等変更事項が容易に理解できるものを添付させること。

(イ) 提出する届出書は正副2部とすること。

(ロ) 事前協議事務処理簿を訂正するなど変更に関する事項を、記録しておくこと。

イ 変更する内容が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、事前協議は失効する。

(7) 経営予定者を変更する場合

(イ) 納骨堂の用地を変更する場合

(ロ) 納骨装置の存する室の面積を2倍を超えて変更（増築）する場合

(ハ) その他市長が事前協議済みの内容と一体性を失うと認める場合

## (6) 納骨堂計画中止

事前協議終了後に納骨堂の計画を中止する場合は、納骨堂計画中止届書（別記第3号様式）に事前協議済書を添付のうえ、届け出ることとする。

(7) 提出する届出書は、正副2部とすること。

(イ) 事前協議事務処理簿に朱書により、中止届出日を記入し抹消すること。

(7) 有効期間

事前協議済書の有効期間は、発行の日から3カ年とする。

有効期間を経過した事前協議済書は効力が失効したものであり、引き続き計画を継続する場合は再度事前協議を行うものであること。

### 3 許可申請

(1) 申請時期等

ア 申請の時期は、次によること。

(7) 経営許可及び変更許可の申請は、納骨堂の**建設工事完了後**に行うこと。

(イ) 廃止許可の申請は焼骨の**改葬後**に行うこと。

イ 提出部数は正副2部

ウ 申請書の編冊は、次によること。

(7) 申請書及び別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(イ) 編冊順序は、申請書、申請書本文に係る別添図書、申請書の添付書類の順とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。

(2) 申請書の記載事項

ア 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名は登記簿謄本と同じであること。

イ 廃止許可にあつては、経営許可を受けている者と同一であること。

注：許可後に次の事項を変更した場合（廃止許可を除く。）は、法第18条の報告徴収の対象となる。

(7) 法人：名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(イ) 地方公共団体：名称及び事務所所在地

ウ 納骨堂の名称は、仮称を使用しないこと。

議事録及び維持管理規則の定める名称と同じであること。

注：許可後に名称を変更した場合は法第18条の報告聴取の対象となる。

エ 経営計画は、次の内容が記載されていること。

なお、宗教法人等にあつては、意思決定書類の内容と一致していることが必要

(7) 経営（変更）に至った理由

(イ) 設置場所を選定した理由（宗教法人等に限る。）

(ウ) 納骨堂の設置に要する費用とその支出の方法（宗教法人等に限る。）

a 資金額とその調達方法が明記されていること。

b 事業執行別に事業費が記載されていること。

(イ) 維持管理計画（宗教法人等に限る。）

納骨堂の運営、管理等に関する体制を具体的に記載すること。

オ 納骨堂の用地の所在、地番は、土地登記簿謄本どおりであること。

カ 工事完了年月日は、許可内容の施設基準の全てが現地において確認できる時点を記入すること。

(3) 経営許可申請の添付書類

ア 見取図

- (ア) 縮尺1/2, 500程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適正なものであること。
- (イ) 住宅等の周囲の状況については、手書きで記入するか、申請区域を示す住宅地図を併せて提出させること。
- (ウ) 境界から100mの範囲を線で示すこと。

イ 位置図

納骨堂の位置を示す図面は、縮尺1/25, 000程度の都市計画図又は案内図として適当なものであること。

ウ 納骨堂の配置図, 構造図

- (ア) 施設設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図及び断面図
- (イ) 納骨装置、除湿装置の配置、構造が判断できる図面
- (ウ) 管理事務所(室)の構造が明らかな平面図

エ 土地登記簿謄本

申請日の90日以内に作成されたものであること。

カ 維持管理規則等

- (ア) 管理者を定めてあること。
- (イ) 使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅が定めてあること。
- (ウ) 手続に係る様式(経営者名を記入)が定められていること。
- (エ) 使用料の規定が定められていること。

キ 管理運営計画書等の墓地の経営に必要な事項を記載した書類  
管理者や組織体制を具体的に記載すること。

ク 資金計画等

納骨堂の建設に要した費用が明示されていること。

ケ 事前協議済書の写し

事前協議をした場合のみ

コ 法人規則等, 法人登記事項証明書, 許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

- (ア) 宗教法人規則は、知事印が押印されたものの写しであること。
- (イ) 登記簿謄本は、申請日の90日以内に作成されたものであること。
- (ウ) 意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、具体的

な納骨堂の必要性を明示した議事録であること。

(4) 変更許可申請の添付書類

ア 改葬報告書

改葬報告書には、改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況が明らかにされていること。

イ 法人規則等

(ア) 宗教法人規則は、知事印が押印されたものの写しであること。

(イ) 登記簿謄本は申請日の90日以内に作成されたものであること。

(ウ) 意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、納骨堂の必要性を明示した議事録であること。

(5) 廃止許可申請の添付書類

ア 改葬報告書

改葬報告書には、改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況が明らかにされていること。

イ 法人規則等

(ア) 宗教法人規則は、知事印が押印されたものの写しであること。

(イ) 登記簿謄本は申請日の90日以内に作成されたものであること。

(ウ) 意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、納骨堂の必要性を明示した議事録であること。

## 4 許可基準

(1) 人的要件

ア 納骨堂の経営主体は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体

a 県及び市町村

b 一部事務組合

(イ) 宗教法人、財団法人又は社団法人

a 宗教法人

b 財団法人及び社団法人

イ 変更許可における納骨堂の経営主体についても、同様である。

(2) 施設基準

ア 空地と障壁又は垣根等の設置

下記の空地と障壁又は垣根等を設置すること。

ただし、堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する場合はこの限りではない。

(ア) 納骨堂の周囲に相当の空地があること。

(イ) 空地との境界に障壁や密植した灌木の垣根等を設ける。

イ 出入口に門扉を設置

**ウ 便所，使用水の施設，待合室，管理事務所を設置**

ただし，既存の施設が近くにある場合，かつ，宗教・公衆衛生上支障がないと認められる場合は，新設する必要はない。

**エ 納骨堂又は納骨堂のある建物の構造等の基準**

(7) 耐火建築構造とし，内部設備は不燃材料を用いる。

(イ) 内部に除湿装置を設置する（換気扇、換気口は含まない。）。

(ウ) 出入口，納骨装置が施錠できるようにすること。

ただし，納骨堂の管理者以外の者が，納骨装置のある場所に入ることができない場合は不要。

**(3) 基準の適用除外**

墓地を引き継いで経営しようとする場合は施設基準を適用しない。

ただし，当初に経営許可又は変更許可された時点の施設基準に違反している場合は改善されない限り緩和しないものである。